

債権の放棄について

譲渡担保付金銭消費貸借契約に基づく中小企業設備近代化資金貸付金に係る債権の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 債権放棄の相手方 宜野湾市字志真志225番地 琉球金属工業株式会社
- 2 放棄金額 昭和49年3月30日付け譲渡担保付金銭消費貸借契約に基づく中小企業設備近代化資金貸付金5,000,000円並びに昭和50年9月20日、昭和51年3月20日、昭和51年9月20日、昭和52年3月20日、昭和52年9月20日、昭和53年3月20日、昭和53年9月20日及び昭和54年3月20日に償還すべき額に対するそれぞれの償還すべき日の翌日から債権放棄の日までの年10.75パーセントの割合による違約金の合計額

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理由

県は、琉球金属工業株式会社（以下「琉球金属」という。）との間で譲渡担保付金銭消費貸借契約を締結し、中小企業設備近代化資金として昭和49年3月30日に5,000,000円を貸し付けた。

琉球金属は、設備の過大投資による資金繰りの悪化により倒産したため、貸付金の償還が行われない状態となった。その後、平成元年12月に旧商法第406条の3第1項の規定によりみなし解散となり、当該代表取締役の所在を把握することが困難となっている。

県は、当該債権の連帯保証人へ償還を求めていたが、連帯保証人及びその相続人全員から、時効援用申立て又は相続放棄申述がなされた。

県は、当該債権が最初の納入期限から5年以上を経過していること、主債務者たる琉球金属の意思表示を行える代表取締役の所在が不明であること、連帯保証人への債務履

行請求権が消滅していること及び当該債権回収が困難であることから、琉球金属に係る債権債務の円滑な整理を進めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、当該債権を放棄する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。